主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人原隆男、同鈴木正捷、同松田義之の上告趣意のうち、道路交通法七五条一項四号、一一八条一項三号の三、六六条の構成要件が不明確であるとして憲法三一条、三九条違反をいう点は、所論の「過労」の意義が不明確とはいえないから、所論は前提を欠き、その余は、憲法違反をいう点も含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年六月二日

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正		谷	裁判官